

# 業務委託の質問に関する質問回答書

建指第 375 号

令和 7 年 6 月 11 日

横浜市建築局建築指導部  
建築指導課建築安全担当課長

件名 令和 7 年度管理不足空家等の現地調査業務（区対応案件）委託

上記委託に関し、以下のとおり質問がありましたので、回答します。

質 問	回 答
高所撮影機材とはどのようなのを想定しているのか教えてください。	一般的に立入可能な範囲からの撮影ができない屋根などの高所の状況を、地上 7.5m 以上の高さから撮影する機材です。詳細は委託仕様書「8 横浜市から貸し出し可能な高所撮影機材一式」の高所撮影機材一式を御確認下さい。

## 【お問合せ】

横浜市建築局建築指導部建築指導課

建築安全担当：内山、荒川

TEL 045-671-4539 FAX 045-681-2434

E-mail : kc-anzen@city.yokohama.lg.jp